

令和7年度 第2回松本市認知症施策推進協議会

次 第

日時 令和8年1月15日（木）
午後1時30分から
場所 松本市役所 議員協議会室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）報告事項

第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について（資料1）

（2）協議事項

ア 松本市認知症施策推進計画（案）について（資料2）

イ 松本市認知症施策事業計画の取り扱いについて（資料3）

4 連絡事項

5 閉会

松本市認知症施策推進協議会委員名簿

選出区分	選出団体名等	委員	備考
医療 (第3条第2項第1号)	松本市医師会	小林 正典	会長
	松本市歯科医師会	轟 紀五	副会長
	松本薬剤師会	高田 弘子	
介護 (第3条第2項第1号)	長野県理学療法士会	横山 大輔	
	公益社団法人長野県作業療法士会	青木 朗	
	一般社団法人長野県介護支援専門員協会	塩原 陽子	
	公益社団法人長野県介護福祉士会	有賀 佐和子	
福祉 (〃)	松本市社会福祉協議会	古幡 安志	
行政 (〃 第3号)	松本警察署	横井 秀典	
地域 (〃 第3号)	認知症の人と家族の会(四賀支部)	瀧澤 長子	
地域 (〃 第3号)	松本市社会福祉協議会(地区生活支援員)	松崎 希佳子	
有識者 (〃 第2号)	城西病院認知症疾患医療センター	森山 いず美	
オブザーバー	長野県若年性認知症支援コーディネーター	櫻井 靖志	
オブザーバー	認知症の方のご家族	原田 慶子	

(報告事項)

第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

1 趣旨

介護保険法に規定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法に規定する「高齢者福祉計画」について、現計画である第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画が令和8年度で期間満了となります。次期計画となる第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(以下「第10期計画」という。)の策定についてご報告するものです。

2 第10期計画の概要

介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、3年ごとに策定する計画で、厚生労働大臣の定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)に即して、高齢者が必要とするサービスを見込み、それに対応するサービス提供体制を策定するものです。

第10期計画の円滑かつ適正な推進により、高齢者等が住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる体制整備を図ります。

【主な記載内容】

- (1) 基本理念・基本目標
- (2) 高齢者人口・要介護者数の推計
- (3) 必要な介護サービス種類ごとの量の見込み
- (4) サービス提供のための施設整備計画
- (5) 地域支援事業の内容及び量の見込み
- (6) 介護保険料の設定
- (7) 地域包括ケアシステムの構築方針
- (8) 介護予防の取り組み
- (9) 認知症施策の推進 (第2期認知症施策推進計画)

3 今後のスケジュール

令和7年11月に社会福祉審議会に諮問を受け、12月から計画の基礎資料として高齢者等実態調査を実施しています。

調査結果を踏まえ、第10期計画に包含する「松本市認知症施策推進計画」の見直しについて、本協議会で並行して検討を進める予定です。

2024年 R6	2025年 R7	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11
第9期 介護保険事業計画 高齢者福祉計画 (第3編第2章認知症施策の総合的な推進) 包含 ●松本市認知症施策推進 計画	R8年 第1期 (R9年3月末まで)		第10期 介護保険事業計画 高齢者福祉計画 R9～11年 第2期 (期間:3年)		

(協議事項)

松本市認知症施策推進計画（案）について

1 趣旨

かねてからご協議をいただいております「松本市認知症施策推進計画」（以下「市計画」という。）について、多方面から貴重なご意見をいただき、このたび市計画（案）として取りまとめました。

つきましては、市計画（案）についてのご協議及びご承認をお願いするものです。

2 経過

R 6. 1 認知症基本法施行

3 第9期長野県高齢者プラン策定（長野県認知症施策推進計画を包含）
市が、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定（計画期間
R 6～R 8年度）

6 第1回松本市認知症施策推進協議会で、第9期介護保険事業計画・高
齢者福祉計画に包含して市計画を策定することを承認

1 2 国が、認知症施策推進基本計画を策定

7. 6 認知症地域支援推進員連絡会で、市計画（案）を検討

7 第1回松本市認知症施策推進協議会で、市計画策定の基本方針の検討
及び市計画（案）への意見を聴取

8 認知症地域支援推進員連絡会で市計画（案）を再検討

1 0 第2回松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で、市計画（案）
への意見を聴取

1 1 本人ミーティングで認知症の方本人から意見を聴取

1 2 松本市議会厚生委員協議会にて経過報告

本人ミーティングで認知症の方のご家族から意見を聴取

認知症地域支援推進員から意見を聴取

3 内容

(1) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の「第3編第2章第1節 認知症の共生
と予防の推進」の構成項目について、下表のとおり一部見直しを行い、市計画として
位置付けます。

① 現状と課題	一部見直し
② 施策の方向	一部見直し
③ 主な取組み	変更なし
④ 目標	変更なし

(2) 見直しの概要 資料2-1のとおり

(3) 市計画（案） 資料2-2のとおり

(4) 市計画（案）に対する主な意見と対応経過 資料2-3のとおり

4 今後の進め方

- (1) 2月の社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会への報告をもって、市計画の周知を行います。
- (2) 第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に併せ、高齢者等実態調査の結果を踏まえ、必要に応じて市計画の見直しを行います。

比較	【現】	【新】見直し（案）
法的根拠	認知症施策推進大綱	認知症基本法／認知症施策推進計画
施策のポイント	「共生」と「予防」を両軸に施策の推進	<p>「人権を重視」したアプローチ</p> <p>〔「本人参画」 「新しい認知症観」の普及 「意思決定支援」〕強化</p> <p>（※）「新しい認知症観」：認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方</p>
基本目標	認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる松本市	認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市
施策の柱	<ol style="list-style-type: none"> 普及啓発・本人発信支援 予防 医療・ケア・介護サービス・介護者支援 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援 	<ol style="list-style-type: none"> 認知症の人に関する理解の増進 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保 認知症の早期の気付きと対応の支援 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
<p>（1）認知症の人に関する理解の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症を「自分ごと」として捉える意識の醸成 「新しい認知症観」の普及啓発 本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信（本人発信支援） <p>（2）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が安心して自分らしく暮らせるようにサポートする 心理的バリアフリーの視点を重視 地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備 本人発信の場の確保 本人や家族の社会参加機会の確保 <p>（3）認知症の早期の気付きと対応の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症への「備え」に関する知識の普及 <p>（※）認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること（予防を含む。）。</p> 「早期の気付きと対応」に関する知識の普及 相談窓口の体制整備、周知推進 <p>（4）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の意思に基づいた暮らしを支えるための支援 意思決定支援の重要性の理解促進 認知症の人の権利を守るための取組みを推進 		

松本市認知症施策推進計画（案）

1 現状と課題

認知症施策は、2024年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、法的な位置づけを強化しつつ、人権を重視したアプローチへと転換されました。認知症の人を「支える対象」ではなく「権利の主体」として捉え、「共生社会の実現」のため「本人参画」、「新しい認知症観」の普及、意思決定支援の強化が重視されています。

本市においても、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいた施策を推進してきましたが、依然として認知症に対する誤解や偏見が残っており正しい理解の促進や地域住民の意識醸成が課題となっています。また、認知症に関する相談窓口が十分に認知されていないことや、認知症の人やその家族が地域社会とつながり安心して参加できるような機会が限られている等の課題があります。

こうした課題を踏まえ、認知症施策を再整理し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

高齢者等実態調査結果からみた現状と課題

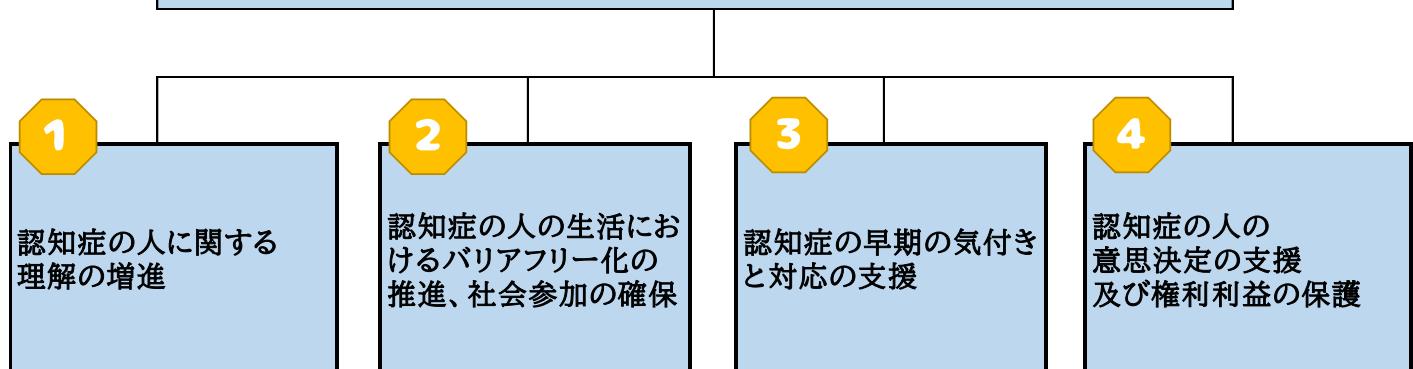
項目	割合 (%)
介護、介助が必要になった主原因として「認知症」と回答（「高齢による衰弱」「骨折・転倒」に次ぐ第3位）	18.5
認知症に関する相談窓口の認知状況（知らない）	87.7
現在の生活を継続していくに当たって主な介護・介助者が不安に感じる介護等で「認知症への対応」と回答（第1位）	30.9
認知症になっても安心して暮らしていくために充実が必要なこととして「認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり」と回答（「認知症の受診・治療ができる病院など」「専門相談窓口」「入所できる施設」「緊急時に対応できる病院など」「在宅サービスなど」に次ぐ第6位）	23.1

※高齢者等実態調査結果より(一部複数回答)

2 施策の方向

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市を目指して、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市



(1) 認知症の人に関する理解の増進

認知症を誰もがなりうる身近なものとして「自分ごと」として捉える意識の醸成や、「新しい認知症観」の普及啓発を推進します。また、正しい理解を深めるため、本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信できる活動を支援します（本人発信支援）。

（※）「新しい認知症観」：認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

- ・ 認知症を「自分ごと」として捉える意識の醸成
- ・ 「新しい認知症観」の普及啓発
- ・ 本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信（本人発信支援）

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保

認知症の人が自立し安心して暮らすため、心理的バリアフリーの視点を重視しながら、地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備を進めます。また、地域の実情に応じて、本人発信の場や本人や家族の社会参加機会の確保を図ります。

- ・ 認知症の人が安心して自分らしく暮らせるようにサポートする
- ・ 心理的バリアフリーの視点を重視
- ・ 地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備
- ・ 本人発信の場の確保
- ・ 本人や家族の社会参加機会の確保

(3) 認知症の早期の気付きと対応の支援

認知症への「備え」や「早期の気付きと対応」に関する知識の普及を行い、早期に気付き・相談できるよう相談窓口の体制整備及び周知を推進します。

(※) 認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること（予防を含む。）。

- ・ 認知症への「備え」に関する知識の普及
- ・ 「早期の気付きと対応」に関する知識の普及
- ・ 相談窓口の体制整備
- ・ 相談窓口の周知促進

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

本人が自らの意思に基づいた暮らしを営めるよう、本人や家族、関係者に対して意思決定支援の重要性の理解の促進及び権利利益の保護を推進します。

- ・ 本人の意思に基づいた暮らしを支えるための支援
- ・ 意思決定支援の重要性の理解促進
- ・ 認知症の人の権利を守るための取組みを推進

目指す姿

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって
自ら暮らし続けることができる松本市

(1) 認知症の人に関する 理解の増進

- ・ 認知症を「自分ごと」として捉える意識の醸成
- ・ 「新しい認知症観」の普及啓発
- ・ 本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信（本人発信支援）

(2) 認知症の人の生活における バリアフリー化の推進、 社会参加の確保

- ・ 認知症の人が安心して自ら暮らしを営めるようにサポートする
- ・ 心理的バリアフリーの視点を重視
- ・ 地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備
- ・ 本人発信の場の確保
- ・ 本人や家族の社会参加機会の確保

(3) 認知症の早期の気付きと 対応の支援

- ・ 認知症への「備え」に関する知識の普及
- ・ (※) 認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること（予防を含む。）。
- ・ 「早期の気付きと対応」に関する知識の普及
- ・ 相談窓口の体制整備、周知推進

(4) 認知症の人の意思決定の支援 及び権利利益の保護

- ・ 本人の意思に基づいた暮らしを支えるための支援
- ・ 意思決定支援の重要性の理解促進
- ・ 認知症の人の権利を守るための取組みを推進

市計画(案)に対する主な意見と対応経過

日付	会議等	主な意見	計画の修正や対応等
R7.7	第1回認知症施策推進協議会	<p>1 委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 支える側の横のつながりの必要性 相談窓口の認知度向上の必要性 認知症の進行状況や年齢等の個別性を重視した対応 <p style="margin-left: 20px;">予防を強調するよりも「備え」</p> <p style="margin-left: 20px;">心理的バリアへの取り組みの必要性</p> <p style="margin-left: 20px;">偏見解消に向けて明確な姿勢を</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での見守りネットワーク構築の課題 地域での認知症理解促進の必要性 GPS 機器の活用を推奨 認知症への偏見解消と本人発信支援の重要性 地域での自然な見守り体制の構築 MCI(軽度認知障害)の段階からの理解促進の必要性 地域包括ケアの実現、 多職種の連携や顔の見える関係性の再構築の必要性 <p>2 オブザーバーからの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人ミーティング等の周知強化の必要性 周囲の理解と本人のやりがいや居場所ができる大切さ 	<p>2 施策の方向性(4本柱)</p> <p>(2)認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保</p> <p>説明文に「心理的バリアフリーの視点を重視」を追加</p> <p>(3) 認知症の早期の気づきと対応の支援の 説明文に「予防」を削除→「認知症への備え」と変更</p>
R7.10	第2回松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	<p>1. 「予防」から「備え」への表現変更について</p> <p>第9期計画の「共生」「予防」を掲げていたが、今回「人権ベース」へ変更するにあたり、「予防」という観点が後退しているのではないか。「予防」は重要な観点であり、基本的な考え方から削除することの適切性について、再度検討を。</p>	<p>(3) 認知症の早期の気づきと対応の支援の 説明文に</p> <p>「認知症への備え」の説明、「予防を含む」を記載</p> <p>認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること(予防を含む。)</p>

		2. 本人参画に関する意見 「代弁ではなく当事者本人の声が必須」	
R7.11	本人ミーティング (本人)	<p>本人から意見徵収</p> <p>質問:「年をとっても自分らしく生活するための取組を検討しています。日常で大事にしていることや続けたいことは何ですか?」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動等好きなことをやること 毎日通うことで、仲間もできる ・眠たくなったら寝て、自然のまま過ごしている。 いろいろ面倒なことはもう嫌だ 自分としては、満足した人生。そういう幸せもある ・人の役に立つようにしている そして、人のお世話にならないようにしている ・趣味を続けている。仲間とのおしゃべりが楽しい 	<p>【主要な気づき】</p> <p>多様な交流機会の重要性:様々な人との関わりが生きがいになっている</p> <p>役割と貢献:人の役に立つ機会があることの意義</p> <p>趣味の継続:長く続けられる環境・機会の大切さ</p> <p>穏やかな時間:家での過ごし方も大切な要素</p>
R7.12	本人ミーティング (家族)	<p>家族から意見徵収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族も本人と一緒に楽しむよう心がけている ・本人の権利が守られているか、より良く生きるための学びの場も必要 ・「認知症があるからに何かをしなければならない」という意識ではなく、見守る姿勢が大事。 ・地域とのゆるいつながりがあると良い 	<p>【主要な気づき】</p> <p>家族の意見・姿勢の共有の機会の重要性</p> <p>本人の権利や「より良く生きる」ための学びの機会</p> <p>日頃からの地域とのゆるいつながりを保つこと</p>

(協議事項)

松本市認知症施策事業計画の取り扱いについて

1 趣旨

毎年策定している「松本市認知症施策事業計画」について、令和8年度から松本市認知症施策推進計画(以下「市計画」という。)を策定し、その計画に基づいて事業を推進していくことから、別途「事業計画」の作成を行わないことについてご協議いただくものです。

2 内容

- (1) これまで、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中の認知症施策に関する章(第3編第2章第1節「認知症の共生と予防の推進」)を基に単年の「事業計画」を策定し実施してきました。
- (2) 今後は、新たに策定する市計画に基づき、施策の方向性(4本柱)を踏まえて関係機関・団体が共通認識のもと認知症施策の展開を行っていきます。
- (3) そのため、これまでのよう単年の「事業計画」を別途策定せず、市計画に基づいた取組みを推進し、取組みの進捗や課題については、従来どおり毎年本協議会へ報告を行い、情報の共有・検討を進めていきます。